



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

- 大和高田市法令遵守推進条例施行規則……………(企画法制課) ……3
- 大和高田市中央公民館管理運営規則及び大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則……………(生涯学習課) ……7

### 告示

- 違反広告物の保管……………(都市計画課) ……8
- 大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱……………(市民課) ……9
- 職権による消除……………( ) ……14
- 大和高田市自主防災組織助成金交付要綱の一部を改正する告示……………(自治振興課) ……14
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) ……14
- 3月市議会定例会の招集……………(財政課) ……15
- 公示送達……………(収納対策室) ……15
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……15
- 大和高田市庁舎等モニター広告等の放映に関する取扱要領……………(広報情報課) ……16

### 公告

- 大和高田市文化会館全国瞬時警報システム設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……20
- 大和地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……22
- 吉井地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……24
- 西代池漏水防止盛土工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……26
- 南今里町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……28
- 公売公告兼見積価額公告(〃)……………( ) ……31
- 高田西保育所屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……33
- 片塩保育所屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……35
- 公共下水道事業に伴う測量(10)に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……37
- 公共下水道事業に伴う測量(11)に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……39
- 大和高田市総合公園造園工事3工区に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……41
- 市立病院患者図書室南側造園工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……43
- 消火栓新設工事(松塚)に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……45
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……47
- 市営住宅(磯野)新規募集に伴う室内(2-302号室)改修に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……47
- 市営住宅(磯野)新規募集に伴う室内(2-304号室)改修に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……49
- 市営住宅(西坊城)新規募集に伴う室内(303号室)改修に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……51
- 根成柿他地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……54

○奥田地内用排水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………	(契約監理室)	…56
○礒野南町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………	(          //          )	…58
<b>教育委員会</b>		
○教育委員会3月定例委員会の招集……………	(教育総務課)	…60
<b>選挙管理委員会</b>		
○選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)……………	(選挙管理委員会)	…60
○平成24年1月1日現在で調整した大和高田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧……………	(          //          )	…60
○選挙管理委員会の招集……………	(          //          )	…61
○公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年3月3日から平成24年3月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所……………	(          //          )	…61
<b>監査委員事務局</b>		
○平成23年度定期監査の実施結果……………	(監査委員事務局)	…61
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会3月定例委員会の招集……………	(農業委員会)	…63

**規 則****規則第2号**

大和高田市法令遵守推進条例施行規則を次のように定める。

平成24年2月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市法令遵守推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市法令遵守推進条例(平成23年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(出資団体等の範囲)

第3条 条例第2条第2号エの規則で定める法人は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)第2条第1項各号に掲げる団体とする。

(管理監督者)

第4条 条例第4条に規定する管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 一般職の職員(次号及び第3号に掲げる者を除く。)及び大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)別表第1の2項に掲げる特別職の職員(第4号において「嘱託職員」という。)並びに条例第2条第1号イ及びウに掲げる者 課長、室長若しくは部長その他これらに準ずる職にある者、副市長又は任命権者のうち、自らの職の直近上位の職にあるもの

(2) 市立の小学校、中学校及び高等学校の教頭、教諭、講師、実習担任教諭及び実習助手 自ら属する学校の校長

(3) 市立の小学校、中学校及び高等学校の校長 教育長

(4) 特別職の職員(市長及び嘱託職員を除く。) 市長

(審査会の庶務)

第5条 大和高田市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)の庶務は、企画政策部人事課において処理する。

(公益通報の方法)

第6条 条例第8条第1項に規定する規則に定める方法は、公益通報書(様式第1号)を通報受付者又は審査会に提出して行う方法とする。ただし、通報受付者又は審査会があらかじめ本文に規定する方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

(通報受付者)

第7条 条例第8条第1項の市長が規則で定める者は、企画政策部人事課長とする。

(公益通報の受付等)

第8条 通報受付者及び審査会の委員は、公益通報(以下「通報」という。)を受け付けたときはその旨を、受け付けないときはその旨及び理由を、当該通報をした者(以下「通報者」という。)に対し、遅滞なく通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、同項の通知は行わない。

3 通報受付者及び審査会の委員は、通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報者に対して理由を説明し、当該通報を受け付けないことができる。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的であることが明らかな場合
- (2) 違法でないこと又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるものでないことが明らかな場合
- (3) 通報者に通報の内容について説明を求めても、当該通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握することができず調査ができない場合  
(不利益取扱いの是正の申立て)

第9条 条例第9条第2項の規定による不利益な取扱いについての是正の申立ては、不利益取扱是正要求書(様式第2号)を通報受付者又は審査会に提出して行うものとする。

(特定要求行為に対する職員の責務等)

第10条 条例第12条第1項の規定による報告は、特定要求行為記録書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第12条第3項の調査の依頼は、不当要求行為調査依頼書(様式第4号)により行うものとする。

3 不当な要求により職員その他の者に切迫した危険があると思われる場合には、管理監督者の指示又は職員自らの判断により、当該行為を行った者に対して直ちに注意若しくは警告を発し、退去を命じ、若しくは排除を行い、又は警察への通報その他の必要な措置を講じるものとする。

4 職員は、不当要求行為であると思われる行為に対して相互に協力して対応しなければならない。  
(推進会議の組織)

第11条 大和高田市法令遵守推進会議(以下「推進会議」という。)は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 副市長
  - (2) 部長級職員
  - (3) 企画法制課長
  - (4) 生活安全課長
- (委員長及び副委員長)

第12条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、企画政策部長をもって充てる。

4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第13条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要があると認めるときは、推進会議の会議に職員その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 推進会議の会議は、非公開とする。ただし、推進会議が必要と認める場合には、公開することができる。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議の会議に諮って定める。

(推進会議の所掌事項)

第14条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第12条第2項の規定による報告に係る特定要求行為に関する対応方針及び事後措置についての協議

- (2) 条例第13条第2項の規定による審査会への報告
- (3) 特定要求行為に関する情報交換及び連絡調整
- (4) 不当要求行為の未然防止及びその啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項  
(行為者への事前告知)

第15条 推進会議は、条例第13条第2項の規定による報告を行ったときは、当該特定要求行為を行った者にその旨を通知しなければならない。

(推進会議の庶務)

第16条 推進会議の庶務は、企画政策部人事課において処理する。

(職員の保護)

第17条 任命権者は、職員が特定要求行為を拒否したことにより、当該特定要求行為を行った者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(記録等の管理)

第18条 通報及び特定要求行為に関する記録及び関係資料は、10年間保存し、通報の秘密の保持に配慮し、適切な方法で管理するものとする。

(運用状況の公表)

第19条 条例第18条の規定による運用状況の公表は、市の広報誌に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他市長が必要があると認める方法により行うものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市法令遵守審査会(又は企画政策部人事課長) 様  
公益通報書

氏 名	
所 属、職 名 等	
連 絡 先、場 所	
違法行為等の事実の内容	
違法行為等の事実 に 関 係 す る も の の 所 属、職名及び氏名 又 は 名 称	
通報者の氏名を記載しないときは、その理由	
その他特記事項	

備考 違法行為等の事実の内容の欄には、当該事実に係る日時、場所、内容等について具体的に記載し、それを証する資料があれば添付すること。

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市法令遵守審査会(又は企画政策部人事課長)様  
不利益取扱是正要求書

氏名	
所属、職名等	
連絡先、場所	
不利益な取扱いを受けたと認められる内容	
その他特記事項	

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

特定要求行為記録書

所 属	部 課
所 属 長 名	
対応職員の職、氏名	
特定要求行為のあった日時	年 月 日 時 分～ 時 分
相手方の氏名又は名称	
特定要求行為の対象事務	
特定要求行為の概要	
対応状況	
その他特記事項	

備考

- 1 相手方の名刺がある場合はその写しを添付し、氏名等が不詳の場合は、相手方の氏名又は名称の欄に風貌等を記載すること。
- 2 特定要求行為の概要の欄には、当該行為について具体的に記載し、参考となる資料があれば添付すること。

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

大和高田市法令遵守推進会議委員長様  
不当要求行為調査依頼書

所 属	部 課
所 属 長 名	

対応職員の職、氏名	
不当要求行為のあった日時	年 月 日 時 分～ 時 分
相手方の氏名又は名称	
不当要求行為の対象事務	
不当要求行為の概要	
対応状況	
その他特記事項	

備考

- 1 相手方の名刺がある場合はその写しを添付し、氏名等が不詳の場合は、相手方の氏名又は名称の欄に風貌等を記載すること。
- 2 不当要求行為の概要の欄には、当該行為について具体的に記載し、参考となる資料があれば添付すること。

**規則第3号**

大和高田市中央公民館管理運営規則及び大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市中央公民館管理運営規則及び大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部を改正する規則

(大和高田市中央公民館管理運営規則の一部改正)

第1条 大和高田市中央公民館管理運営規則(昭和47年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部改正)

第2条 大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則(昭和58年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(大和高田市中央公民館管理運営規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市中央公民館管理運営規則第4条の規定は、この規則の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。  
(大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則第5条の規定は、この規則の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

告 示

**告示第7号**

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成24年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	堀田晃和(株)	立て看板	19	市内	2/2	2/2	市役所西 駐車場
2	富士住宅販売	のぼり	2	市内	2/2	2/2	市役所西 駐車場
3	日本共産党	はり札	4	市内	2/2	2/2	市役所西 駐車場
4	幸福実現党	はり札	1	市内	2/2	2/2	市役所西 駐車場

--	--	--	--	--	--	--	--

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

**告示第8号**

大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱を次のように定める。

平成24年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、除かれた戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍の謄本又は抄本

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は同法第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。以下同じ。)又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者(消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。)
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記録されている者で、国内に住所を有する者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者、失そう宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ本人通知制度事前登録申込書(様式第1号)により市長に登録(以下「事前登録」という。)を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(いずれも写真が貼付された有効期限内のものに限る。)その他の本人であることを証するため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による申込みを代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び代理人の本人確認書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。
  - (2) 法定代理人以外の者 委任状及び代理人の本人確認書類
- 4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。
- (1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合
  - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 5 前項の申込みについては、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「書類を提示し、又は提出しなければならない」とあるのは、「書類の写しを提出しなければならない」と読み替えるものとする。
- (事前登録等)
- 第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に必要な事項を登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。
- (登録期間等)
- 第6条 登録の期間は、登録した日から起算して3年とする。
- 2 事前登録者は、前項の登録期間が満了する前に引き続き登録を希望するときは、当該登録期間が満了する日以前1月の間に第4条の規定による申請を行うものとする。
- (事前登録の変更等)
- 第7条 事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。
- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。
- (本人通知)
- 第8条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、次に掲げる事項を記載した住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が特別な請求と認めた場合は、この限りでない。
- (1) 交付した住民票の写し等交付年月日
  - (2) 住民票の写し等の種別及び通数
  - (3) 交付請求者の種別
- (事前登録の廃止)
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。
- (1) 第7条の規定による廃止の届出があったとき。
  - (2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
  - (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
  - (4) 第6条第1項に規定する登録期間が満了したとき。ただし、第6条第2項の規定による申請により新たに登録するときは、当該登録した日の前日に満了したものとする。

(5) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、本人通知制度の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年2月20日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

本人通知制度事前登録申込書

(あて先) 大和高田市長

年 月 日

次のとおり事前登録を申し込みます。

申込者(通知を希望する方)本人	住 所			
	氏 名	フリガナ		
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	本 籍		筆頭者名	
	連 絡 先			

\*代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1. 法定代理人 2. その他の代理人
氏 名	フリガナ
住 所	
連 絡 先	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてそのことを証明する書類(委任状等)

注4 登録期間は、登録日(受付日の翌日)から3年間となります。継続する場合は改めて申込みが必要です。

\*以下の欄は、記入しないでください。

受付No.	区 分	本人等の確認書類	備 考
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )	

処 理	画 面	戸籍	受付簿	通 知 日	備 考
入 力				年 月 日	
確 認					

(裏)

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- この制度は、大和高田市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、戸籍の附票（除附票を含む。）、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等≪注≫の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

≪注≫本人等 = (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者  
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間を必要としますので、あらかじめご了承ください。
- 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付証明書の種別、通数、交付請求者の種別です。申請者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第8条により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、その他の内容について確認が必要な場合は「大和高田市個人情報保護条例」に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。  
通知の送付先は、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。
- 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者についての住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
- 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃止する場合は届出が必要です。届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。  
なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
- 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、この場合は委任状及び本人と代理人両方の身分証明書が必要です。
- 事前登録の期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間です。継続を希望される場合は、再度届出が必要です。  
なお、この場合期間の終了する1か月前から手続きができます。

様式第2号（第5条関係）

本人通知制度事前登録者名簿

番号	事前登録年月日	氏名	生年月日	性別	住所/本籍	連絡先	変更又は廃止	代理人(氏名/住所)
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任
□	年□月□日	□	年□月□日	男・女	住本	□	変更・廃止 年□月□日	法任

様式第3号（第7条関係）

本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

(あて先) 大和高田市長 年 月 日

事前登録の内容の変更・事前登録の廃止を次のとおり届出します。

事前登録の内容の変更	住所	
------------	----	--

又は登録を廃止する者 (本人)	氏名	フリガナ
	生年月日	
事前登録の変更内容	1.氏名 2.住所 3.本籍・筆頭者名 4.その他( ) 5.廃止	
変更前		
変更後		

\*代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1. 法定代理人 2. その他の代理人
氏名	フリガナ
住所	
連絡先	

注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてそのことを証明する書類(委任状等)

\*以下の欄は、記入しないでください。

受付	区分	本人等の確認書類	備考
No.	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )	

処理	画面	戸籍	受付簿	通知日	備考
入力				年 月 日	
確認					

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

住所

氏名 様

大和高田市長

住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を交付しましたので、次のとおり通知します。

記

交付年月日	年 月 日		
交付証明書の種別	①住民票の写し ②除住民票の写し ③戸籍謄(抄)本 ④除籍謄(抄)本 ⑤戸籍の附票の写し ⑥戸籍の除附票の写し		
交付通数	通	内訳	

交付請求者の種別	本人の代理人請求 第三者請求（個人・法人・八業士）
備考	

\* 住民票の写し等を交付した内容については、大和高田市個人情報保護条例第14条に基づき、自己に係る個人情報の開示を請求することができます。  
 なお、請求していただいても全てを開示できない場合もありますので、ご了承ください。

**告示第9号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年2月7日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成24年2月7日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

**告示第10号**

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年2月8日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱の一部を改正する告示  
 大和高田市自主防災組織助成金交付要綱（平成12年告示第67号）を次のように改正する。  
 第4条中「18万円」を「20万円」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**告示第11号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年2月16日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 処分の根拠  
 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
- 2. 処分対象自転車等の保管場所  
 大和高田市曾大根  
 大和高田市高架下自転車保管所
- 3. 処分年月日  
 平成24年2月29日
- 4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年11月1日、同月7日、同月10日、同月15日、同月16日、同月24日、同月28日

### 告示第12号

平成24年3月2日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成24年2月24日

大和高田市長 吉田誠克

### 告示第13号

預金差押調書(謄本)を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年2月23日

大和高田市長 吉田誠克

1 差押調書の発送年月日

平成24年2月12日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第14号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年2月29日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成24年2月2日、同月6日、同月8日、同月14日、同月16日、同月21日、同月27日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

#### 8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

### 告示第142号

大和高田市庁舎等モニター広告等の放映に関する取扱要領を次のように定める。

平成23年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市庁舎等モニター広告等の放映に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市の庁舎等に映像放映機器(以下「モニター」という。)を設置し、モニター広告及び行政情報(以下「広告等」という。)を放映することに関し、大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号。以下「要綱」という。)及び大和高田市広告掲載基準(平成22年訓令第17号。以下「掲載基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 庁舎等 本庁舎、出先機関の庁舎及び公の施設で市が管理する建物のことをいう。

(2) モニター広告 モニターを庁舎等の柱、壁面等に設置して放映する民間事業者等の動画又は静止画による広告をいう。

(3) 行政情報 モニターで放映する市が発信する情報をいう。

(4) 広告主 モニター広告を掲載する民間事業者等をいう。

(5) 広告取扱事業者 モニターの設置及び撤去、広告主の募集並びに広告等の制作及び放映等の業務(以下「広告等の取扱業務」という。)を行う事業者をいう。

(6) 広告の内容 広告等で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(モニター広告の放映基準)

第3条 モニター広告の内容は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、日本民間放送連盟放送基準に適合するものでなければならない。

(1) 映像や光の点滅が1秒間に3回を超えるもの

(2) コントラストの強い画面の反転及び画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換が1秒間に3回を超えるもの

(3) 規則的なパターン模様(縞模様、渦巻き模様、同心円模様等)が画面の大部分を占めるもの

(4) その他映像手法等により視聴者の身体への影響が懸念されると市が合理的な理由により判断したもの

2 モニター広告の内容は、市の行政情報であると誤認されるおそれのないものでなければならない。

(モニターの設置場所等)

第4条 庁舎等に設置するモニターの場所及び位置は、庁舎等の用途又は目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(モニターの設置の許可)

第5条 広告取扱事業者は、前条の規定によりモニターを設置しようとするときは、大和高田市公有財産規則(昭和41年規則第14号)第6条の規定に基づく行政財産の用途外又は目的外使用に係る許可を受けなければならない。

(広告等の放映時間)

第6条 広告等の放映時間は、庁舎等開庁日の市長が指定する時間帯とする。

2 市長は、前項の時間帯であっても、必要であると判断した場合は、音量又は放映の一時停止等の制限を行うことができるものとする。

(広告等の規格等)

第7条 広告等は、市と広告取扱事業者があらかじめ協議して定めた時間の枠内で放映することとし、前条の時間帯に繰り返し放映するものとする。

(広告等の掲出期間等)

第8条 広告主がモニター広告を掲出できる期間は、最長1年間とする。ただし、更新を妨げない。

2 市が行政情報を放映する期間は、市と広告取扱事業者との協議で定めるものとする。

3 広告取扱事業者が掲出期間内に広告等の更新を行う日時は、あらかじめ市と広告取扱事業者が協議して定めるものとする。

(モニターの保守及び運用)

第9条 広告取扱事業者は、モニターの保守及び運用に係る経費を負担するものとする。

(広告取扱事業者の選定)

第10条 広告取扱事業者の選定は、公募により行うものとする。

2 前項の公募に関し必要となる事項は、市長が別に定めるものとする。

(広告取扱事業者への委任)

第11条 市長は、広告等の取扱業務を広告取扱事業者に行わせるものとする。

2 広告取扱事業者は、広告主との間でモニター広告の掲載に関する契約を締結する。

(広告主の募集周知)

第12条 市長は、広告取扱事業者が広告主の募集を行うときは、市WEBページへの掲載等により周知するものとする。

(放映料)

第13条 広告取扱事業者は、モニター設置場所が有する広告価値を利用する対価として市長が定める期日までに放映料年額を一括して納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(モニター広告の掲載申込み等)

第14条 モニター広告を掲載しようとする広告主は、広告取扱事業者に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱事業者は、要綱、掲載基準及びこの告示(以下「要綱等」という。)の規定に基づきモニター広告放映の適否を決定し、適当と認める場合は、モニター広告申込みに係る同意書(様式第1号)、モニター広告掲出申込書(様式第2号)及び放映するモニター広告の映像案を市長に提出しなければならない。

3 市長は、広告取扱事業者から前項の規定に基づく書類等の提出を受けたときは、要綱等の規定に適合していることを確認し、モニター広告掲出許可通知書(様式第3号)により広告取扱事業者へ通知するものとする。

(広告の内容の決定及び修正)

第15条 広告取扱事業者は、放映しようとする広告の内容について、あらかじめ市と協議の上、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議の結果、要綱等に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱事業者に対して広告の内容の修正を求めることができる。

3 前項の修正に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は修正により生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(モニター広告の制作、モニターの設置及び撤去)

第16条 モニター広告は、広告取扱事業者が市長の指定する規格に従って制作し、モニターの設置作業及び撤去作業に係る費用を負担するものとする。

2 広告取扱事業者は、モニターの設置作業及び撤去作業を行おうとするときは、庁舎等の用途若しくは目的又は庁舎等における業務に支障が生じないように、市と協議の上、日程、行程等を決定し、市の指示に従って行うものとする。

3 モニターの設置作業又は撤去作業により庁舎等の壁面等の表面塗装、構造等を破損した場合は、広告取扱事業者の負担により原状に復するものとする。

(広告主又は広告の内容の変更)

第17条 広告取扱事業者は、広告主又は広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議するものとする。

2 前項の規定により変更する場合の変更後の広告主の決定にあつては第14条の規定を、広告の内容の決定にあつては第3条及び第15条の規定を準用する。

(モニターの一時撤去又は広告等の一時削除)

第18条 市長は、広告主又は広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、その問題が解決されるまでの間、指示通知書(様式第4号)により催告した上で、モニターの一時撤去又は広告等の一時削除を指示することができるものとする。

(1) 指定する期日までに放映料の納付がないとき。

(2) 広告取扱事業者が要綱等に違反したとき。

(3) 広告主又は広告の内容が要綱等に違反したとき。

(4) 広告取扱事業者が第15条第2項の規定による広告の内容の修正を行わないとき。

(5) モニターの設置及びモニター広告の放映を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市長が判断したとき。

(6) その他市長が特に必要があると判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市長が認めるときは、広告取扱事業者は、モニターの設置及び広告等の放映を再開することができるものとする。

3 第1項の指示があつたにもかかわらず、広告取扱事業者が相当な期間内に一時撤去又は一時削除を行わないときは、市長は、広告取扱事業者の承諾を得ることなく自らモニターの一時撤去又は広告等の一時削除をすることができるものとする。

4 第1項及び前項の一時撤去若しくは一時削除又は第2項の規定による再開に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は、一時撤去又は一時削除によって生じた広告取扱事業者の損害を賠償しない。

(モニターの全部撤去)

第19条 市長は、広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、指示通知書により催告した上で、モニターの全部撤去を指示することができるものとする。

(1) 第5条の許可が更新できないとき又は取り消されたとき。

(2) 広告取扱事業者が要綱等に違反したとき。

(3) 広告取扱事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。

(4) 広告取扱事業者について破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税の滞納処分がある等その経営状態が不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。

(5) 広告取扱事業者がモニターの全部撤去又は広告等の全部削除を申し出たときであつて、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項各号に規定する場合のほか、市長は、行政目的等によりやむを得ずモニターの全部撤去が必要であると判断したときは、広告取扱事業者との協議によりモニターの全部撤去をすることができるものとする。この場合において、全部撤去に要する費用は、広告取扱事業者が負担とするものとし、市長は第21条第1項の規定により、納付済みの放映料を還付するものとする。

3 第1項の全部撤去に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は、全部撤去によって生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(モニター広告放映の取下げ)

第20条 広告取扱事業者は、自己の都合によりモニター広告の放映を取り下げることができる。

2 広告取扱事業者は、前項の規定によりモニター広告の放映を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(放映料の還付)

第21条 放映料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰することができないときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により還付する放映料は、納付済みの放映料のうち放映を停止又は取り消した日の翌日以降放映されなかった日数に応じた額とする。

3 前項の額には、利子を付さない。

(損害賠償責任)

第22条 広告取扱事業者は、広告等の取扱業務による瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により庁舎等を毀損し、破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

モニター広告申込みに係る同意書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

名称

代表者名

印

広告取扱事業者 〃が募集する大和高田市モニター広告事業に係る広告主として広告を申し込むに当たり、大和高田市が市税等の納付状況調査をすることに同意します。

様式第2号(第14条関係)

モニター広告掲出申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者名

印

下記のとおりモニター広告の掲出を申し込みます。

記

No.	広告主の名称	所在地	代表者名	広告内容	広告掲載予定期間

様式第3号(第14条関係)

モニター広告掲出許可通知書

第 号  
年 月 日

広告取扱事業者名称

代表者氏名 様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲出について、次のとおり通知します。

決定区分

掲出する

掲出しない

(理由)

様式第4号(第18条、第19条関係)

指示通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市庁舎等モニター広告等の放映に関する取扱要領の規定により、次のとおり通知します。

1 指示の内容

2 指示の理由

3 適用条項

第18条第1項

第19条第1項

公 告

公告第8号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月2日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市文化会館全国瞬時警報システム設置工事
2 工事場所	大和高田市文化会館内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の諸機器(通信機器)に登録している者であること。

	<p>(2) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム(略称:ISMS)適合性評価制度の認証を受けた者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 資料として、5(2)の要件を満たすことを証するプライバシーマーク登録証(旧称:使用許諾書)又はISMS認証登録証の写しを同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年2月2日(木)から平成24年2月9日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月10日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月2日(木)から平成24年2月16日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月17日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である</p>

への記載	かを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年2月21日（火）午前11時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 入札は、1回とします。開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴収は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者としてします。
1.5 契約保証金	免除します。
1.6 最低制限価格	設定しません。
1.7 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.8 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第9号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市大和地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること

	<p>と。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月7日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月8日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月15日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月13日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月14日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月16日(木)。入札執行日の前日であるため、こ</p>

法	<p>の日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年2月17日(金) 午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥1,640,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

**公告第10号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	吉井地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしてい

資格要件	<p>るものとしします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月7日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月8日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月15日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月13日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月14日(火)午後5時まで</p>

	回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年2月16日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年2月17日（金）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,410,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

**公告第11号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	西代池漏水防止盛土工事
-------	-------------

2 工事場所	大和高田市西代地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月7日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月8日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月15日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月13日(月)</p>

質疑応答	まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年2月14日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年2月16日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年2月17日(金)午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,030,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

**公告第12号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	南今里町地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市南今里町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月7日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月8日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月15日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月3日(金)から平成24年2月13日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月14日(火)午後5時まで</p> <p>回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月16日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年2月17日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥780,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

## 公売公告兼見積価額公告

**公告第13号**

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告します。

平成24年 2月 6日

大和高田市長 吉田 誠 克

公 売 財 産 の 内 容	別紙のとおり		
公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公 売 の 方 法	せり売り		
公売参加申込受付期間	平成24年2月13日13時00分から 平成24年2月24日23時00分まで		
公売保証金納付期間	平成24年2月13日13時00分から 平成24年2月24日23時00分まで		
入 札 期 間	平成24年3月2日13時00分から 平成24年3月4日23時00分まで		
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム		
売 却 決 定	日時	平成24年3月5日10時00分	場所 収納対策室
買受代金納付期限	平成24年3月12日14時30分		
買受人についての資格その他の要件	<p>以下のいずれかに該当する方は、公売に参加すること及び財産を買い受けることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大和高田市が定める「インターネット公売ガイドライン」の内容を承諾せず、又は遵守できない方</li> <li>2 20歳未満の方(親権者を代理人とするときは除きます。)</li> <li>3 日本語を完全に理解できない方(日本語を理解できる代理人がいる場合は除きます。)</li> <li>4 国税徴収法第92条(買受人の制限)又は同法108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方</li> <li>5 公売財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方</li> <li>6 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合は除きます。)</li> </ol>		
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付していただく必要があります。</li> <li>2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録税等)は買受人の負担となります。</li> <li>3 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは、売却決定を取り消します。</li> <li>4 大和高田市は、公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。</li> <li>5 買受代金の納付期限について、国税徴収法第115条第2項の規定により大和高田市が必要と認めるときは、30日を限度として延長することがあります。</li> <li>6 その他については、大和高田市インターネット公売ガイドラインによります。当ガイドラインは、大和高田市公式サイト上に掲載しています。</li> </ol>		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに「債権現在額申立書」により申し出てください。</p> <p>なお、「債権現在額申立書」の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>			
<p>※問い合わせ先 大和高田市 財務部 収納対策室 TEL0745-22-1101(内線253)</p>			

公売公告兼見積価額公告(別紙)			
公売財産、公売保証金及び見積価額一覧			
売却区分の番号	公売財産の名称、数量、内容及び保管場所	公売保証金	見積価額
23-21	名称 毛布セット 数量 1式 内容 毛布 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
23-22	名称 ショール 数量 1枚 内容 ショール 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
23-23	名称 帯 数量 1個 内容 帯 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
23-24	名称 バック 数量 1個 内容 バック 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
23-25	名称 男児御祝袴セット 数量 1式 内容 保管場所 大和高田市収納対策室	200円	2,000円
23-26	名称 ネックレス(本珊瑚) 数量 1個 内容 ネックレス 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
23-27	名称 ネックレス(K18) 数量 1個 内容 ネックレス 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
23-28	名称 ネックレス3点セット 数量 1個 内容 ネックレス3点 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
23-29	名称 銅製置物(兜) 数量 1個 内容 銅製置物 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
23-30	名称 黒玉香炉 数量 1式 内容 香炉 保管場所 大和高田市収納対策室	3,000円	30,000円
23-31	名称 大理石花瓶 数量 1体 内容 花瓶 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円

23-32	名称 数量 内容 保管場所	コルク山水細工額縁 1個 飾り額縁 大和高田市収納対策	200円	2,000円
23-33	名称 数量 内容 保管場所	薄端-1 1個 薄端 大和高田市収納対策室	500円	5,000円
23-34	名称 数量 内容 保管場所	薄端-2 1個 薄端 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
23-35	名称 数量 内容 保管場所	九谷大獅子 1個 九谷焼置物 大和高田市収納対策室	500円	5,000円
23-36	名称 数量 内容 保管場所	鉄瓶 1個 鉄瓶 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
22-37	名称 数量 内容 保管場所	小丸火鉢 1個 火鉢 大和高田市収納対策室	500円	5,000円
22-38	名称 数量 内容 保管場所	銅器観音立像 1個 銅器 大和高田市収納対策室	1,500円	15,000円
22-39	名称 数量 内容 保管場所	萩焼花入 1個 陶器 大和高田市収納対策室	500円	5,000円
23-40	名称 数量 内容 保管場所	紫檀小花台 1個 花台 大和高田市収納対策室	200円	2,000円

**公告第14号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	高田西保育所屋根塗装工事
2	工事場所	大和高田市市場地内
3	工事期間	契約締結の日から平成24年3月28日(水)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしてい

<p>資格要件</p>	<p>るものとします。                  (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。                  (2) 有効期限内に塗装工事の経営事項審査を受けている者であること。                  (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。                  (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。                  (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。                  (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。                  (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。                  (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。                  (3) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月14日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日 平成24年2月15日(水)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。                  (1) 配布の期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月14日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月20日(月)まで                  (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで                  (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  FAX0745-49-0053                  (4) 回答期限 平成24年2月21日(火)午後5時まで                  回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限 平成24年2月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年2月24日(金) 午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,380,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

**公告第15号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩保育所屋根塗装工事
2 工事場所	大和高田市旭北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしてい

<p>資格要件</p>	<p>るものとします。                  (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。                  (2) 有効期限内に塗装工事の経営事項審査を受けている者であること。                  (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。                  (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。                  (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。                  (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。                  (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。                  (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。                  (3) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月14日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。                  (1) 郵送日 平成24年2月15日(水)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。                  (1) 配布の期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月14日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月20日(月)まで                  (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで                  (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (4) 回答期限 平成24年2月21日(火)午後5時まで                  回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限 平成24年2月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年2月24日（金）午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥2,960,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

**公告第16号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（10）
2 業務場所	大和高田市市場地内
3 履行期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしてい

資格要件	<p>るものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月14日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月15日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月20日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留</p>

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年2月24日(金) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥960,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第17号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(11)
2 業務場所	大和高田市池田外地内
3 履行期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。

	<p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月14日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月15日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月10日(金)から平成24年2月20日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年2月24日(金)午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥890,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第18号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事3工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 経営事項審査(造園)を有効期限内に受けている者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

	<p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月24日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月24日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月27日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月29日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月1日（木）午前9時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥5,600,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第19号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市立病院患者図書室南側造園工事
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 経営事項審査（造園）を有効期限内に受けている者であること。

	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月24日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月24日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月27日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月29日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵</p>

	便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月1日（木）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,580,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第20号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	消火栓新設工事（松塚）
2 工事場所	大和高田市松塚地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。

	<p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月21日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月24日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月17日(金)から平成24年2月24日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年2月27日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月29日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留</p>

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月1日(木) 午前9時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥440,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

**公告第21号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年2月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

**公告第22号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(礒野)新規募集に伴う室内(2-302号室)改修
2 工事場所	大和高田市礒野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月29日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月24日(金)から平成24年2月28日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月29日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年2月24日(金)から平成24年2月28日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月24日(金)から平成24年3月5日(月)まで</p>

	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月6日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年3月9日(金)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,440,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

### 公告第23号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(礒野)新規募集に伴う室内(2-304号室)改修
2 工事場所	大和高田市礒野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月29日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(8) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月24日(金)から平成24年2月28日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月29日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年2月24日(金)から平成24年2月28日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月24日(金)から平成24年3月5日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月6日(火)午後5時まで</p> <p>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年3月9日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,370,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

### 公告第24号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅（西坊城）新規募集に伴う室内（303号室）改修
2 工事場所	大和高田市西坊城地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月29日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p> <p>(8) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月24日（金）から平成24年2月28日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年2月29日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年2月24日（金）から平成24年2月28日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年2月24日(金)から平成24年3月5日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年3月6日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年3月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月9日(金)午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥830,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第25号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	根成柿他地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市根成柿他地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年3月2日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月5日(月)</p>

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月5日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月6日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年3月9日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,540,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

## 公告第26号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	奥田地内用排水路整備工事
2 工事場所	大和高田市奥田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(4) 経営事項審査（土木一式）を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年2月28日（火）から平成24年3月1日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年3月2日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月5日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年3月6日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年3月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-4 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年3月9日(金)午前9時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,260,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。
--------	---

**公告第27号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	礪野南町地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市礪野南地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成23年度大和高田市格付け等級がEであること。 (4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成24年3月2日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書

	及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月5日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年2月28日(火)から平成24年3月5日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年3月6日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年3月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年3月9日(金)午前9時50分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制	¥730,000円(消費税等抜き)

限基準比較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年2月24日

大和高田市教育委員会  
委員長 村井善治

記

- 日時 平成24年3月1日(水)午後2時00分  
場所 さざんかホール 4階 会議室  
議案 第1号 第60回市民歩こう会(案)について  
第2号 第65回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項(案)について  
第3号 平成24年3月定例市議会提出の予算等教育関係案件について  
第4号 後援願いについて  
第5号 その他

### 選挙管理委員会

#### 選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年2月13日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年2月17日(金)午前9時00分  
2 場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 西会議室  
3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 農業委員会委員選挙人名簿の調製について  
第3号 その他

#### 選挙管理委員会告示第3号

平成24年1月1日現在で調製した大和高田市農業委員会委員選挙人名簿を平成24年2月23日から平成24年3月8日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成24年2月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

記

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

**選挙管理委員会告示第4号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年2月24日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

記

- 1 日時 平成24年3月2日(金) 午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の定時登録について  
第3号 その他

**選挙管理委員会告示第5号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年3月3日から平成24年3月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年2月24日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

**監査委員**

**監査委員告示第1号**

地方自治法第199条第4項の規定により、平成23年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年2月24日

大和高田市監査委員 吉井保次  
同 萬津力則

1. 監査の対象

- 改革推進局
- 企画政策部 企画法制課・秘書課・広報情報課・人事課
- 財務部 財政課・財産管理課・税務課・収納対策室
- 市民部 市民課・人権施策課・産業振興課・自治振興課・生活安全課
- 福祉部 社会福祉課・保護課・児童福祉課・保育課(天満保育所、みどり保育所、磐園保育所)
- 保健部 健康増進課・介護保険課・地域包括支援課・保険医療課

環 境 建 設 部	土木管理課・建築住宅課・都市計画課・環境衛生課・契約監理室・ クリーンセンター(企画整備課、美化推進課)
上 下 水 道 部	水道総務課・水道工務課・下水道課
会 計 課	
教育委員会事務局	教育総務課(土庫幼稚園・小学校、浮孔幼稚園・小学校、磐園幼 稚園・小学校、陵西幼稚園・小学校、片塩中学校、高田中学校)・ 学校教育課(上記の幼稚園、小学校、中学校)・生涯学習課・体育 振興課・青少年課・文化振興課
議 会 事 務 局	庶務課
監 査 委 員 事 務 局	
市 立 病 院	総務企画課・医療情報企画課・看護専門学校・訪問看護ステーシ ョン・栄養管理科

## 2. 監査の期間

前 期 平成23年10月18日から平成23年12月16日まで

後 期 平成24年1月23日及び平成24年1月25日

## 3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的におこなわれているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査をおこなった。また、内容聴取については、各所属長から監査時点(9月・12月末日現在)までの所管事務事業の進捗状況及び財政健全化に向けての取り組みと成果についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

## 4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成23年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

## (1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 所属別歳入歳出執行状況表
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 物品購入・請負(工事を除く)・賃貸借契約状況表
- ⑤ 工事施工一覧表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金、財政援助的な委託料明細表
- ⑧ その他

## (2) 諸帳簿

- ① 旅行命令簿兼旅費請求書
- ② 契約書
- ③ 補助金・委託料
- ④ 調定伺簿
- ⑤ 交際費出納簿
- ⑥ 文書件名簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 通勤届出書
- ⑪ 公用車運行日誌

## ⑫ その他

## 5. 監査の結果

財務及び経営に関する事務の執行及び事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、事務執行の一部において、依然として注意を要するものが多々見受けられた。これらの指摘事項については例年指摘しており、その都度改善報告書を提出いただいているにもかかわらず、同じ指摘の繰り返しが見受けられる。今後、管理職等のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理をされるよう職員への周知徹底を要望する。

平成18年3月に行財政改革のため策定された「集中改革プラン」の実行から引き続き「財政健全化プログラム」の推進により、職員数は減少し続けているが、事務量は、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化もともなって増えてきていると思われる。今後の事務執行にあたっては、法令遵守を徹底し、業務の有効性・効率性を高めるよう努められたい。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前に掲示済み。）

**農業委員会****農業委員会告示第3号**

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年2月27日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成24年3月6日（火）午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 西会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件（委員会許可）  
第2号 農地法第3条第1項について申請の件（知事許可）  
第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件  
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について  
第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段の面積）の設定について  
第6号 その他